

金剛福寺文書に見る「先例」とその効用

—— 一条家政所下文を中心に ——

大 利 恵 子

はじめに

金剛福寺は土佐国幡多郡足摺岬に建つ真言の寺で、弘法大師空海創建の縁起を持ち、中世にこの地域に立てられていた「幡多庄」^①領主一条家とは「極めて緊密な関係性」を構築していた。^②同寺が所蔵する所謂金剛福寺文書^③からは、一条家が同寺に示した手厚い支援や特権の承認を通して、両者の親密さを如実に読み取ることができる。また、応仁期にこの家領に下向した一条家当主教房の弟である奈良興福寺大乘院の尋尊は、金剛福寺の法師が教房からの書状を届けてきた様子や、^④応仁・文明の乱を避け成就院に居を移していた教房の父兼良に、院主宥雅が面会に来た様子を日記に記しており、^⑤両者の関係性が戦国期に至るまで良好に保たれていたことがうかがわれるのである。

その一方で土佐の荘園に関する史料は極めて乏しく、近世以前は幡多郡と同義とされるほどの広大な荘域を誇っていたと言われる「幡多庄」^⑥も、関係史料は金剛福寺文書にほぼ限定されるという史的制約を抱えている。このことは、同文書が両者の関係性を示すものであるという点だけに留まらず、一条家領「幡多庄」の構造・特質を考える上での貴重な基礎資料であるという意味合いを持つということでもある。

加えて同文書は、代々院主の讓状・置文や解状案等を除くとそのほとんどを、金剛福寺が提出した解状に込める

形で発給されたと考えられる、一条家政所下文を中心とした令達が占めている。これは同寺が一条家政所の統括内に構造的に組み込まれていた可能性を示すものであり、個々の文書に対する詳細な検討は、中世における一条家による「幡多庄」領有の実態を解明するための基礎的な作業として位置付けられると言えよう。

しかし、同文書は幡多と一条家に関する研究に多く史料として用いられているものの、個々の文書を研究の中心に据えて検討を加えたものはわずかで、管見の範囲では鎌倉期を対象として主に一条家政所の体制を論じた池内敏彰氏^⑦、文書に見える指示・承認から金剛福寺の勧進活動を論じた東近伸氏^⑧が挙げられるに過ぎない。

とはいえ池内氏の研究は、「幡多庄」が一条家領となつた建長四年（一二五二）以降の鎌倉期を背景とした、「一条家による直務支配」を前提としている。いきおい文書に対する解説は、花押の人物比定による一条家政所の構成や荘園経営といった視点から行われており、文書の解釈は個々の文書の内容がそのままの形で取り入れられている。他方東近氏は、鎌倉期後半に金剛福寺が見舞われた三度の火災からの復興が一条家の荘園支配に支えられたものであるとして、文書を編年的にたどつて両者の緊密さを指摘したが、文書の解釈についてはこれも池内氏と同様に個々の文書の内容に全面的に依拠した記述に留まっている。

公家様政所下文は、三位以上の公家の家の政所が家政に関し発給したが、本文の書留文言に「故下」「以下」を用いながらも、その直前に「…者」「所仰如件」等の文言が配せられていることが示すように、多く下文に引用した解状を追認する当主の意向を伝えるという形をとり、別当以下の家司が位書を連ねる。この点を考慮するならば、先に述べた金剛福寺文書に関する検討作業は、個々の文書の内容をそのままなぞるだけでは十分とは言いがたく、政所下文を引き出した解状における金剛福寺の主張やその背景、および解状で謳われる故事の検証までも含めたものでなければならぬのではなからうか。

本稿ではこうした視点に基づき、下文に引用された金剛福寺からの解状に登場する「先例」^⑨をキーワードに、同

寺と一条家政所との関係性を取り上げ検討するものである。

中世において先例は、何らかの決定を下す際の重要な基準として極めて強い拘束力を持っていた。前々から続いてきたことが善きこととして踏襲される中世に、金剛福寺が示した「先例」が一条家にどのような影響を及ぼしたのか、またそれはどのような状況を背景として現出したのかを考察することで、一条家による「幡多庄」領有の在り方の一端を明らかにできると考える。

一、「先例」の始まり―金剛福寺と一条家

①阿闍梨慶全が提示した故事と「先例」

正嘉元年（一二五七）四月日付「前摂家政所下文案」（以下、「正嘉元年下文」と略記）は、金剛福寺と「幡多庄」領主一条家との直接的な関係性を示す文書の初見である。前摂政とは一条実経のことで、建長四年二月に父九条道家が没し、膨大な九条家領が七名の子女に分与された際に、「幡多庄」を含む四〇ヶ所が四男実経に譲与されたことによりこの家領が一条家政所の管轄となった¹⁰。

金剛福寺が火災に見舞われたのはそれから四年半後の建長八年（一二五六）八月二七日夜半で、同寺の阿闍梨慶全の解状に依って発給された本下文は、「右彼慶全解状傳」という書き出しに始まり、「…者」に終わる慶全解状の引用が本文の大部分を占めている。慶全は金剛福寺にあって修造・復興の担い手として同寺の勧進を担っていた僧と考えられ、「幡多庄」領主一条家に堂舎再建の支援要請を行ったものである。慶全の主張の内容を知るために、長大ではあるが全文を記載することとする。

【史料Ⅰ】

上書如此

金剛福寺文書に見る「先例」とその効用

蹉跎御崎回祿時造宮御下文案正嘉元年四月

前撰家政所下 土佐國幡多庄官百姓等

可早奉加阿闍梨慶全勸進造金剛福寺堂舍神殿等用途事

副下

御奉加御教書

右、彼慶全解狀稱、謹案弘仁十四年正月十九日 天皇手印 勅書稱、当山者是弘法大師現身證果之靈地、大權現能為作依怙之伽藍、成官符於四國、繼法命於三會之靈場也、以千手觀音而為其本尊、以三所權現而為大行事、忠仁公為上卿于時右近衛大將 聖皇帝凝 觀念已上勅書取意略抄 所以佛法僧寶之耀神威也、十方來之、羅襟鐘鐺、四百

余歲之統惠命也、五相觀之月影結跏、故老相伝曰、補陀落山化主三面千手觀世音菩薩、每日臨光於此寺云云、是以性空上人之拜生身也、於此證六根清淨之位、賀東行者之遂即往也、從此遷補奈落山之塚、誠是佛法相應、人地相叶者哉、因茲弘仁聖主、奉免三昧供并修理料官米三百三十三石、贈國土之福田、致吏民之快樂、而時代推移、國史陵怠、法性寺大殿当國御沙汰之時、率已旧例、寄進新免卅町免田是也、彼御寄進狀永留于寺家矣、而田堵動對捍、地利漸減少、至于応保元年令減定六町、是則当郡主宗我部氏滅亡之刻、止其沙汰云云、如是之間、禪侶失滄霞之便、堂社減如雲之勢、山厨煙絕之朝、春日遲兮臨採蕨之飢、薜衣袂薄之節、秋夜長兮無禦寒之計、爰慶全当宿因之令然、有寺務之応、選香花燈明友欲絶之供、結草擔石興欲廢之勤、箇年中、去建長五年春三月比、重發起三重宝塔、添一寺粧嚴之大願、唱知識於國中境外、營土木於傍庄隣鄉、心愉念其功之難畢、身鎮勞此願之不終、然間去年八月下旬七日至夜半之時刻、及不慮之火災、佛閣神殿悉作灰燼、道具法器同火煙炎、而於本尊七鉢者焰中相好無變、煙底尊容如旧、緯之奇特靈而亦異也、天災難遁、雖知時之友審佛意不測、誰弁寺之興廢、慶全始偏念宿願之不達、今重歎旧基之難復、倩案旧記、願西上人時、如今

回祿之刻、法性寺殿御時蒙卅町奉免、動八埏合力、纔數字之營造、複一寺之其跡、我君殿下忝承彼御流、幸
伝此本家温故知新之心、伝周且之遺美、繼絶興廢之思、忝漢霍之昔風、夫護王法者佛法也、祐政道者神道也、
今建立如来常住之佛閣、造宮和光垂跡之神祠、上以祝堯日之聖運、中以祈□且之賢德、百寮之泰平、四海之
静謐、莫不識而賴之而已、然則遠相諧 聖皇之 觀念、遙相應大師之宿慮、佛種從緣起、可謂利物之再昌也、
善根待時熟、何疑和光之重耀也、慶全至念此理、聊休其愁、蓋所以大聖利物、隱顯隨時之故也、伏乞、任旧
例下新恩、被助造宮功者、隣国傍鄉定守教命、將興善根、昔日 聖武天皇之開東大寺也、唱知識於八埏之民、
惠遠禪師之建浄土堂也、遍勸進於十方之境、聖賢之所企、和漢不其余乎、不耐懇念之至、粗勒子細謹請処分
者、早可令庄内住人奉加彼慶全阿闍梨勸進造金剛福寺堂舍殿等用途料之状、所仰如件、庄官百姓等宜承知、
勿違失、故下、

正嘉元年四月 日 案主函書允紀景重

令散位藤原朝臣花押時重 知家事中原

別当右大弁藤原朝臣花押高定 大從正親佑安倍花押親秀

主計頭清原真人花押頼尚

修理大寺大佛長官左大史兼能登介小槻宿禰花押有家

勘解由次官兼中宮大進藤原朝臣花押高俊

散位源朝臣花押則長^①

(右線強調は筆者、以下同様にて略)

慶全は嵯峨天皇の勅により空海が創建したという金剛福寺の由来や、同寺に到来した上人の名前、嵯峨天皇・藤
原忠通の寄進等、寺格を顕すにふさわしい故事を連綿と書き連ね、一条家に忠通の「先例」に基づき焼失した堂舎
再建の援助を乞うている。金剛福寺文書には一条家から発給された政所下文が本文書以外にも複数存在しているが、

このような詳細な故事を示した解状を引用した長大なものは本文書以外に見られないことから、この慶全解状が、金剛福寺が一条家に対して提出した最初の解状であると想定できよう。本状の検討に当たって二、三の点に触れておきたい。

①嵯峨天皇に金剛福寺創建を奏した忠仁公とは藤原良房のことで、実経の高祖父藤原忠通のさらに一代前の高祖である。父は藤原北家の冬嗣、母は尚侍藤原美都子、妻は嵯峨天皇皇女潔姫であり、嵯峨天皇は良房にとつて義父にあたる。慶全は良房が右近衛大将の時に奏聞をなしたとするが、良房の右近衛大将就任は正三位に昇任した承和九年（八四二）正月であり、時の天皇は嵯峨より二代後の仁明である。すでに空海も承和二年（八三五）に没しており、慶全の示すこの故事は明らかに虚偽である。『蹉跎山縁起』は仁和寺尊海によつて享禄五年（一五三二）に記された金剛福寺の縁起であるが、それにも良房奏聞のことが寺の由緒として述べられている。尊海は永正一八年（一五二一）六月に土佐に下向するまでは京住であつたため、縁起の作成に当たっては、その時点で同寺が所蔵していた文書及び同寺院主による口伝を下敷きにしたと考えられよう。しかし尊海はさすがに慶全が記したこの由緒をそのまま用いるのは不自然と考えたか、「嵯峨天皇弘仁曆、忠仁公、号白河大臣撰政始大職冠六代孫、事の由を奏聞有りて、弘法大師に詔勅を下し則勅願所として伽藍を起立し、大悲之觀世音菩薩を本尊とす」とし、奏聞時期および奏聞時の良房の官位を曖昧にしている。

②嵯峨天皇による官米三三三石施入の故事に登場する性空上人・賀東行者は、金剛福寺に伝来した上人として戦国期の院主善雅の讓状にも名前が記されている僧である¹⁵。性空上人は西国三三ヶ所の一つ、書写山円教寺を創建した人物¹⁶、賀東行者は金剛福寺の建つ足摺岬から補陀落山に渡海したという人物を指すと思われるが、兩人共に一〇世紀から一一世紀初めの人物であり、嵯峨天皇よりも後の時代に活躍した人物であつて、嵯峨天皇がその故事に因むことはできない。

③一条家の高祖藤原忠通が知行国主であった時に寄進した三〇町の免田は、その後田堵の対捍により地利が減少、応保元年（一一六一）には六町に減少したと慶全はいう。忠通は永暦元年（一一六〇）一月頃には土佐の知行国主であったことが確認できるが、¹⁸ 応保二年（一一六二）六月に出家し、長寛二年（一一六四）二月に死去している。よってこの故事は十分あり得ることはあるが、かつて願西上人の時に今回と同様の火災が発生し、「法性寺殿御時」に忠通が三〇町の免田を寄進したという故事は疑問である。願西上人とはおそらく奈良興福寺の僧侶願西のことであると思われ、天仁元年（一一〇八）に鳥羽天皇の勅により、摂関家領寒川江庄のあった現山形県寒川江市の慈恩寺再建の本願主となった人物である。¹⁹ 「法性寺殿御時」が忠通の土佐国主時代を示すとすれば、それは慈恩寺再建の勅が降った時から五〇数年後のことになる。慈恩寺再建を成し遂げた後の願西が幡多に下向しなかったとは言い切れないが、やはり願西の活躍時期は忠通よりは時代的に前に位置付けるのが妥当ではなからうか。

このように見てみると、慶全が解状で示した故事は大半がその人物と時代的に合致せず、事実とは言えない。すると慶全は、解状作成に当たって具体的な数字も含むこれらの故事をどのようにして収取したのであるうか。

慶全が嘆いた「佛閣神殿悉作灰燼、道具宝器同火煙炎」という火災時の状況から、寺が保有していた記録・文書の類は多く焼失・散逸したと推察されるが、金剛福寺文書にはこの時焼失を免れたと思われる文書の中に、平安末期の住僧弘睿が書いた二通の陳状・解状案が残っている。よって慶全が解状を書くにあたってそれらを下敷きにしたであろうことは想像に難くない。当時の「幡多庄」は未だ一条家の前身九条家の家領でさえなく、²⁰ 陳状・解状は国衙に宛てて書かれたものであろう。その二通の内容を見てみよう。

②弘睿の陳状・解状における故事と「先例」

まず一通目は、国衙の檢注に抗議し檢注使の入部停止および公事免除を主張したと見られる陳状である。

応保元年一二月、幡多郡収納使西禪が観音経誦誦の反对給付として、恒枝領地一町、石国領地五反、恒時領地一町、御崎村一町の合計三町五反の経供田を金剛福寺に宛行つた。²¹⁾ やがて長寛元年(一一六三)の検注の際に、この三町五反の内の恒枝名(領地)一町のみが勘免とされたが、金剛福寺としては供田すべてが免税地となることを期待するものであり、そして何よりも供田に対する検注使の入部・干渉自体を阻止したいところであつたらう。ここにその是非をめぐつて国衙とのせめぎ合いが生じ、次の陳状が提出されたと推察される。

【史料Ⅱ】

土州幡多郡蹠陀御崎住僧弘睿重陳

立用荒田本数

以南式町

二町毎月観音講料浦国名

伊布里
限北箕作谷

在

一町四季七ヶ日千手供料

恒時名 注曰
限西切間河内峯

四町

一町不動阿弥陀供料

安末名東限金柄崎
元久名南限幡峯

二町正二月各七ヶ日夜御行并二季彼岸安居料 恒枝名 石国 油問

陳云、載先日解状本給田六町之内、僅見作三町也、然件給田万雑公事不可勤之、検注使不可向之由、遠 蹠
 峨天皇御時、近法性寺入道殿下御時ヨリ免来處、在先判旨明白也、公文書生等、乍見此旨責勘料官物、宛万
 雑公事等、非道難堪之上、重付住僧立両給田致糺責、²²⁾

陳状は途中で切れており作成年代は不明である。そのためか既刊の史料集等では、この陳状は次の【史料Ⅲ】に挙げる嘉応元年(一一六九)解状の次に置かれることが多い。しかしながら陳状の内容が、西禪による経供田三町五反の宛行、および長寛元年検注での勘免田の決定に呼応していることを勘案するなら、右の陳状は【史料Ⅲ】よりももう少し早い時期のもの、おそらくは検注が実施され勘免田が決定した直後に書かれたものと考える方が内容を

合理的に判断できる。

弘睿が公事免除・検注使入部停止の根拠として挙げているのは、嵯峨天皇と法性寺入道藤原忠通からの免判の存在である。けれども弘睿が陳状で主張する六町の内、恒時名・石国および勘免となった恒枝名は、先に西禅が宛行った三町五反の内恒時領地一町・石国領地五反・恒枝領地一町と酷似しており、宛行と陳状の時期から見て両者は同一のものを指している可能性が高い。

前述したように、忠通は永暦元年には土佐国主であつたが、西禅宛行が実施された半年後には出家し長寛二年二月に没していることから、出家と相前後して国主を退いた可能性が高く、長寛元年の検注は国主交替によるものと考えられる。よつて忠通の国主時代にこれらの供田に対する免判が発給された可能性がないとは言えないが、嵯峨天皇となれば時代的に不可能であるの言うまでもない。次に二通目の内容を見てみよう。

【史料Ⅲ】

注進

蹉跎御崎金剛福寺三昧供并修造料事

合百八拾斛募供僧六口

在 法行寺三口
間崎寺三口

右件三昧供、嵯峨天皇御施入当山并金剛頂寺之間、各三百三十三石也、然於金剛頂寺者、任員見下于今不絶、於金剛福寺者、存立用無実、依之古法性寺入道殿下、当国成敗之刻、引旧例改之、三斗代免田寄三十町、募百八十石加免判、留寄文、於是大名等乍令領、不成地子於寺家、又不上所濟於国前、此則在庁掠公物、大名嘲佛法僧徒之勤、有何佛法之驗揭焉哉、募修造本堂已破壊、或号供料佛前一粒絶、施入□顕然也、誰謂悲哉、設雖国前停発、往古御祈願料也、尤為訴、是此庁官古人私心之、盍言上子細者、垂御恤、如元任員、当寺修

造六三昧供料可沙汰下、蒙御裁許者、弥致勤厚之誠、兼祈国吏泰平之由、惶惶事状、以解、

嘉応元年八月 日 金剛福寺住僧弘睿 上²³

この解状は三昧供ならびに修造料一八〇石の下行要請を目的としており、勘免をめぐる先の陳状とは直接関係はないが、ここでも嵯峨天皇と忠道の話が謳われている。忠通の寄進は「当国成敗刻」に行われたとあることから、この解状は忠通以後の体制となった国衙に対して提出されたということになる。

嵯峨天皇の施入額は金剛福寺・金剛頂寺にそれぞれ三三三石、忠通寄進の免田三〇町には三斗代という具体的な収納高が記されており都合九〇石、一八〇石というからには二年分であろうか、正税からの修造料充当が許可されたという。しかしこの解状でも時代的な隔たりに関する無関心が指摘できる。

三昧供は、法華堂・常行堂・三昧堂等に常駐し念仏三昧の仏事を勤める僧に宛行うためのものである。三昧僧自体は一一世紀初めには出現していたと思われるが²⁴、当初は念仏を唱えるための独立した堂舎を持たなかったのではなからうか。それが一二世紀初頭頃から三昧堂と称する堂を建立し、その堂舎で僧が念仏三昧を修するようになっていったのではないかと考えられる²⁵。それゆえ弘睿が解状を書いた嘉応元年（一一六九）頃には、一般的な寺社が三昧堂に僧を置き、三昧供料を名目に国衙に修造料を請うという方法を取っていたと考えられる。けれども嵯峨天皇在位時の九世紀初頭には三昧の觀念あるいは存在は未だ生まれていなかったのではないかと思われ、弘睿の主張は解状作成時点における事象を基に作成したものである可能性が指摘できよう。

③ 「先例」の比較と展開

以上、阿闍梨慶全の解状の下敷きになったと思われる弘睿の陳状・解状を概観したが、その下敷きの段階ですべてに事実とは異なる故事が記されていた。そして慶全解状に登場する「先例」の具体的な内容には、【史料Ⅲ】の三

【表 ①】 陳状・解状における「先例」の展開

年代不詳「弘睿陳状」	嘉応元年「弘睿解状」	「慶全解状」
		藤原良房奏聞により嵯峨天皇の勅にて空海が創建
嵯峨天皇・忠道の不輸不入許可		
↓	嵯峨天皇が三味供・修造料として官米333石を金剛福寺・金剛頂寺にそれぞれ施入	嵯峨天皇が三味供・修造料として官米333石を金剛福寺に施入
正嘉2年預所中原某下文および正嘉2年政所下文引用の解状へ		
	忠道が3斗代免田30町を寄進し修造料に180石充当の許可	忠道が30町免田を寄進
		忠通が願西上人の時の火災に30町免田寄進し再建援助

味供要請の解状の内容が色濃く反映されているのは明らかである【史料Ⅱ】の年代不詳弘睿陳状の展開については後述する。

慶全解状は、堂舎造営料という金銭的支援を要請するものであることから、同じように三味供および修造料という金銭的な要請をした【史料Ⅲ】が参考に用いられたと思われるが、両者が示す故事・「先例」の内容は上の【表①】に示したように微妙に異なっており、例えば弘睿が嵯峨天皇の施入先として金剛福寺と金剛頂寺を挙げているのに対し、慶全解状では施入を受けたのは金剛福寺だけになっている。

また忠通の国主時代の寄進も、前者は三斗代免田を三〇町寄進し、一八〇石を正税から充当することを許可しているが、後者では単に三〇町免田の寄進だけで、その代わりに一条家の遙かな高祖藤原良房の金剛福寺創建にまつわる故事や、願西上人の時の忠通による三〇町寄進の故事が新たに登場した。さらに願西上人の時の忠通の寄進額は、見方によっては弘睿が挙げた忠通の寄進の額を一年分に留め、残る一年分をここに配したかのような数字の偶然である。慶全が弘睿解状を参考にしたと想定するなら、慶全はその内容を取捨選択し、さらに新たな故事を付け加えたことになる。

弘睿が嵯峨天皇の施入先として自寺と共に金剛頂寺の名前を挙げる、あるいは慶全がそれを踏まえた上であえて金剛頂寺の名前を外し、あ

くまで施入は金剛福寺のみになされたことにするという行為には、いずれの場合にも相應の意味があることは間違いない。また故事に登場する人物が嵯峨天皇と忠通であることにもそれなりの意味があると思われる。そこには解状提出先の違いという要因が存在するのではなからうか。

弘睿解状の提出時期は嘉応元年、提出先は国衙である。それも忠通が国主を退いた後の体制となった国衙に対し提出された。

弘睿が自寺と共に名前を挙げた金剛頂寺は、安芸郡行当岬の中腹に建つ行基創建の寺伝を持つ寺で、中世を通して本寺教王護国寺の権勢を背景に寺辺に広大な寺領を誇った。一一世紀末に著された空海の伝記『大師御行状集記』には金剛頂寺について、空海が「被建立一伽藍之處、競発魔縁致妨難、萬々種々、爰果宿願、於此地遂建立伽藍、題額号金剛定寺、其惡魔、同国波多群足摺崎被追籠云々」とあり、弘睿の解状作成当時にはすでに空海の奇蹟に彩られた寺となっていた。さらに空海が若年の頃に阿波・土佐で修業を行ったことは、空海自身が「躋攀阿波国大滝獄、勤念土州室戸崎、谷不惜響、明星来影²⁷」と記していることからほぼ間違いないものと思われ、室戸崎のすぐそばに建つ金剛頂寺の奇蹟に現実味を加えていると言えよう。

ただし空海が記すのは土佐東部における修行のみで、『大師御行状集記』にも土佐中央部以西の記載がないことから、空海の土佐国での遍歴は東部に限られていたのではなからうか。その場合、弘睿が解状を提出した嘉応元年時点の金剛頂寺と金剛福寺の間には、前者は空海の修行地且つ魔縁を追い出して伽藍を建立したという奇蹟に彩られた寺であり、後者は空海の訪れなく、しかも金剛頂寺の「其惡魔」が追い籠められた場所・足摺岬に建つ寺という大きな差異が生じていたと考えられるのである。

解状の文面からは弘睿の金剛頂寺に対する反感が察せられ、そこからは金剛福寺と金剛頂寺の反目までも読み取ることができるとは、それにも拘わらず解状に金剛頂寺の名前を並べざるを得なかったのは、国衙に修造料を要請する

ために必要であったからに他ならない。空海への庇護が特に篤かった嵯峨天皇が両寺に同額の三昧供を施入したという故事は、天皇が両寺を同等に見ていたことを示し、国衙に対して両寺が同格であることを主張する重要なフアクターになったと考えられるのである。それに対して忠通の名前は、前国主が金剛福寺に与えた容認を後任者からも得るための言わば偶然的の産物であり、嵯峨天皇の名前が持つような金剛福寺の立脚点を左右するといった性格のものではなかった。

他方、慶全解状の提出先は金剛福寺が建つ「幡多庄」の領主一条家である。嵯峨天皇の故事踏襲にはもはや金剛頂寺を意識する必要はなく、藤原良房による金剛福寺創建の奏聞とも絡んで、その故事は同寺と一条家との関係性においてのみ強調されることになる。これに対し忠通の名前はかつての弘睿解状とは異なり「我君殿下忝承彼御流、幸伝此本家温故知新之心」のように、一条家当主実経がかつての火災時の寄進者の後継として、金剛福寺との特別な縁を共有していることを主張するために必然として提示されたのである。

二、一条家における先例の成立とその影響

①先例の成立と増加―再建援助と供養奉加

前章で見たように慶全解状で示された「先例」は、金剛福寺が一条家に造営費用を要請する正当性を担保するためのものであり、「先例」に倣って同様の援助が下されることを期待して挿入されたものである。仮に解状が功を奏して援助を受けることができたなら、それは故事や「先例」も含めて既成事実化し、以後に生じる同様の事象に対し同様の援助が見込めることになる。

それは解状の受手である一条家にとつても同じである。ここで慶全が提示した「先例」を先例として認めたなら、金剛福寺に対する援助は恒例化し、これ以降に起きる同寺からの要請に対して援助を継続しなくてはならなくなる。

何より良房や忠通は、一条家の当主実経にとつて偉大な高祖であるとはいえずで過去の人たちであり、遠国土佐に建つ金剛福寺と兩人との故事についての真贋が見分けられるはずはない。けれども先例の連続によつて存立する公家社会の筆頭である撰関家の一員として、実経には高祖の名を冠した「先例」を無視するわけにはいかなかった。忠通の「先例」は拘束衣と同様の強い効力を持つものだったのである。

こうした方法は特に慶全だけに特有なものではなく、先例・旧例の拘束力を利用した中世社会のしたたかな慣習であろう。しかしその結果として慶全解状は、「幡多庄」住民に対して金剛福寺の勧進への奉加を促す「正嘉元年下文」と共に、かつての火災に対し忠通が寄進したという免田三〇町とほぼ同額の奉加米一〇〇石を一条家から引き出すことに成功したのである。⁽²⁸⁾

先に想定したように、慶全解状が金剛福寺の一条家に対する初めての解状であるなら、解状を受けて発給された「正嘉元年下文」と一〇〇石の奉加米下行は、一条家が同寺を自らと特別な関係性にある寺院として在地に位置付けた始まりであることを意味する。よつてこの新儀は、次に同寺に同様の事象が発生した場合には、援助の先例として容易に両者の前に置かれることになる。事実金剛福寺はこの後、正応二年（一二八九）、延慶三年（一二三一〇）と鎌倉期後半に二度の大火に見舞われるが、一条家はその都度この時の対応を先例として、「正嘉元年下文」の案文を副えた同様の内容の政所下文を発給すると共に、それぞれ一〇〇石の奉加米を造営料として下行し、同寺の造営を助けることになる。⁽²⁹⁾

さらに正安二年（一二三〇）一月には、「文永之例」を先例とする一条家政所下文が「幡多庄」宛に発給され、七〇石の供養奉加米が金剛福寺に下行された。⁽³⁰⁾

文中に「子細見文永政所下文」とあることから、この奉加の新儀は文永期に生じており、そこには奉加のいきさつが記されていたと考えられるが、文永期の政所下文は一通も現存していないため七〇石奉加の内容は不明である。

ただし先例とされている文永期は建長八年の火災から十数年後である。本下文も正応二年の火災から一一年後の発給であることを考慮するなら、この二つの奉加は焼失した堂舎が再建成った法会のためのものであると考えることもできる。それならば七〇石の奉加も「正嘉元年下文」から派生したものと云わなければならないが、そこにもやはり一条家から奉加米七〇石を引き出すための「先例」、おそらくは忠通による供養奉加米下行の故事が謳われていたであろうことは、これまでの事例からも十分考えられよう。

このように弘睿の二通目の解状の展開形とも言える慶全解状によつて、金剛福寺は同寺に發生する造営料や供養法要に必要な用途を一条家から支援されることになった。それでは弘睿のもう一通の陳状にあつた寺領内不輸不入の特権は、一条家との間でどのような展開を見せるのだろうか。

② 新たな先例の成立―特権の容認

金剛福寺が慶全解状によつて一条家からの初めての奉加米を受け取り、在地に勧進を展開して焼失した堂舎の再建事業に着手していたはずの正嘉二年（一二五八）七月、「幡多庄」預所の前備前守中原朝臣某が「幡多本郷」を宛所として一通の下文を発給した。

【史料Ⅳ】

下 幡多本郷

仰二箇條事

一 蹉跎山寺領内可禁斷殺生事

右当寺者、千手觀音靈驗之地、弘法大師草創之砌也、貴賤誰不帰不敬乎、然間、代々給主皆以致殺生之禁、制止雜使之入部云云者、任先例、於当山寺領内東限窪津河 西限見宛河致殺生事、自今以後、云政所使云地下沙汰

人、一切可停止入部、

一 供田等可免公事

蹉跎山免田參町 八幡宮免田參反

香山寺供田參町 同燈油畠耆町字芋生云云

右件供田等、勤行嚴重御祈禱之間、先例不勤公事之處、近年被支配公事云云、為不便之事、於件供田等者、早可停止万雜公事焉、以前兩條所仰如件、庄家宜承知、敢勿遺失、故下、

正嘉二年七月廿四日

預所前備中守中原朝臣花押³¹⁾

右がその下文だが、文中に「近年被支配公事云云」のような文言が用いられていることから、ここでも下文発給の階段に金剛福寺の要請が存在するのは間違いない。また「以前兩條所仰如件」の文言があることから、中原某が独断で本文書を発給したのではなく、京都一条家の許諾を受けてのことと考えていい。

宛所の「幡多本郷」とは、幡多地域の中央に広がる貴重な平野部のさらに中心部を指すとされており、言わば預所のお膝元とも言える地域である。殺生禁断の対象となつている「当山寺領内東限窪津川
西限見宛河」は、宛所からすると通常は「幡多本郷」内にある金剛福寺領を指すはずである。この四至は、一四世紀前半に院主を務めた心慶という人物の置文にある「蹉跎山四至東ハ□津川ヲ限
西ハ蓑宛河ヲ限」という記載と酷似していることから、³³⁾二つは同一の場所を指していると考えていいだろう。

しかし心慶は、置文の書出を「蹉跎山四至并供田畠同新免次第事」として、「蹉跎山四至」とそれ以外の供田畠を区別して記している。よつて心慶の言う「蹉跎山四至」とは、金剛福寺の山号である蹉跎山を掲げることによる同寺の境内敷地を意味すると解され、中原某の言う「当山寺領内」も同様に、幡多郡最南端の足摺岬に建つ同寺の

境内を指していると考えられよう。すなわち中原某が「幡多本郷」に向けて殺生禁断を命じた場所は、本郷からるか遠方の足摺岬突端に建つ金剛福寺境内ということになるのである。

堂舎が焼け落ち焦土と化して、再建工事が始められたばかりの金剛福寺境内に対する殺生禁断の指示とは一体どのようなものであろう。また仮にそうした指示をするとしても、通常ならばその指示は、寺の境内から遠方の「幡多本郷」に向けてではなく寺周辺の地域に対して、もしくはもつと広域に「幡多庄」全体に対してなされるものはなからうか。さらにその指示は、「自今以後云政所使云地下沙汰人、一切可停止入部」というおよそ殺生禁断とは無関係な文言で締めくくられている。

これらを勘案すると、中原某下文を引き出した解状本来の目的は殺生禁断ではなく敷地内への役人の不入であり、宛所についての不可解さは、本来「幡多本郷」に存在する金剛福寺領への不入を念頭に置いて要請の段階で意識的に挿入されたものとは考えられないだろうか。なぜなら、中原某下文から三カ月後に一条家政所が発給した下文（以下、「正嘉二年下文」と略記）の内容に、同様の手法を想定することができるからである。

【史料Ⅴ】

前撰家政政所下 土佐国幡多庄官百姓等

仰下式箇條

一 可令任旧例奉免金剛福寺供田陸町事

在 本郷参町 浦名名尅町字伊布利 北限裏作谷 恒時名尅町限西切間 河内崎

山田郷参町 九樹名内本田東限金柄崎 南限幡峯 西限小布木 北限小河

右件寺者、千手観音靈驗之地、弘仁 聖天尊崇之砌也、弘法大師於此処顕證果、賀東上人從此処遷聖境、

可帰可敬者歟、因茲弘仁有 勅、奉免三昧供田、被宛修理料米、而国幸怠慢、寺用已缺、其後法性寺殿下

金剛福寺文書に見る「先例」とその効用

当国御沙汰之時、雖被寄進卅町免田、応保年中減定六町、近来件免田猶以違濫、僧侶歎寺田之無跡、道俗憐堂閣之欲頽、然間、去建長八年、回祿成災棟宇火煙、是即艦衆生之無信心、哀佛法之有興滅歟、仍勸進郷内營土木之由、成賜政所下文先畢、於免田者、幸当一庄之堺内、適有六町之古跡矣、為繼上代之御願、争無中興之裁許哉、仍今所被奉免也、宛巧匠成風之功、且支禪侶滄霞之資、然則住侶各專精誠、可奉祈請天下安穩國中泰平、殊別御家門之繁昌矣者、

一 可令禁断当寺四至内殺生事

右故老相伝曰、千手觀世音菩薩每日臨光於此寺云云、觀音影向之波底、争置漁翁之密網、賢聖降臨之月前、豈浮鈎者之篇舟哉、惠薄潜鱗、害及昆虫、甚可痛哉、永令禁制矣者、以前條事所仰如件、庄官百姓等宜承知、勿遺失、故下、

正嘉二年十月 日 案主函書允紀

令散位藤原朝臣花押 知家事中原

别当春宮亮藤原朝臣花押 大從春宮権少属兼右衛門少志安部花押

修理大寺大佛官左大史兼能登介小槻宿祢花押

博士兼主水越中権守清原真人花押

勘解由次官兼中宮大進藤原朝臣花押

散位源朝臣花押⁽³⁴⁾

金剛福寺が預所よりも上位の令達を望んだのか、この「正嘉二年下文」の内容も寺領の公事免除と殺生禁断の二点で、殺生禁断の文言などは中原某下文に見られた不入の指示と見紛うようなものではなく、一般的に見られるような内容にふさわしいものになっている。また中原某下文では本郷に三町のみであった金剛福寺の免田が、この

「正嘉二年下文」では山田郷三町を含み六町となっているが、前者の宛所が「幡多本郷」で後者は「幡多庄」と本郷以外にも対象としていることを考えれば、田島の増加自体にはさして不審はない。問題は「本郷三町」の内訳にある。

本下文に記されている本郷の公事免除の対象は「本郷三町 浦国名一町字伊布利 北限襄作谷 恒時名一町限西切間 河内崎」である。

「本郷三町」としながらも中身が二町しかないが、この中の「浦国名」の記載は、かつて【史料Ⅱ】で金剛福寺住僧弘睿が国衙に対して嵯峨天皇・忠通の不輸不入の免判の存在を主張した時に、「以南式町 二町毎月観音経講料浦国名伊布里 限北襄作谷」と記した「浦国名」と四至が酷似していることから、二つの「浦国名」は同一の区域を指しているかと解される。したがって「本郷三町」の中身が二町しかないのは、本来は二町ある「浦国名」を政所が一町と書き誤ったものと考えて差し支えない。しかし弘睿解状では以南にあつたはずの「浦国名」が、この下文では本郷にあるとされているのは一体どのような理由によるものであろうか。

以南とは中世では幡多西南部、現在の土佐清水市の一部とされている地域である。³⁵ 金剛福寺はその以南のさらに南端の足摺岬に建ち、「以（伊）布利」は足摺岬の付け根あたりの地域を指すことから、二つの地域の違いに関しては本郷と記した「正嘉二年下文」の方が誤りである。この事実から以下の二点を指摘しておきたい。

一点目は、こうした地域の混濁は意図的になされたものではないかということである。

「正嘉二年下文」の発給時期が「正嘉元年下文」からわずか一年余りしか離れていないことから、不輸不入・公事免除の令達としては本下文が一条家から発給された最初のものであると考えていい。すると下文発給の前段階として、ここでも忠通等の「先例」を掲げた金剛福寺からの解状が存在するはずである。その解状の書き手は、おそらく作成の段階で【史料Ⅱ】に挙げた弘睿陳状を下敷きにしている。火災からの復興と併せて寺領に対する不輸不入の解状を書かなければならなかったこの書き手が、かつての慶全と同じく内容がよく似た文書を参考にしたであ

ろうことは容易に想像されよう。解状の書き手である金剛福寺の僧侶が在地の地名を間違えるはずはないことから、この地名混濁は金剛福寺自身によって故意になされた可能性が否定できない。

二点目は、一条家政所も解状の記載の矛盾に気付かず、記載通りに下文に引用している点である。このような下文が発給された結果として、もともと以南にあった公事免除の対象地が、以南はそのままに本郷にも新たに一町もしくは二町成立する可能性に留意したい。そこから導き出されるのは、こうした解状と政所下文の繰り返しによって、「幡多庄」内に特権を備えた金剛福寺領が増加し続けるという状況ではなからうか。

事実、これ以降に殺生禁断・公事免除という特権容認を内容として金剛福寺に発給される政所下文には、「任正嘉二年政所御下文旨」という文言が文中に用いられ、地名混濁の矛盾を抱えたまま先例化されていくことになるのである。⁽³⁶⁾

③金剛福寺の行動の背景

これまで見てきたように、金剛福寺と一条家との関係性は、同寺から示された事実とは異なる故事や「先例」、明らかに表示とは異なる地域への特権要請等に依って発給された政所下文を中心とする令達によって深化してきた。当然その関係性構築は、解状提出者である金剛福寺側により必要であったために志向されたのであるが、そうした必要性は在地のどのような状況を背景として生じたのであろうか。

まず考えられるのは、在地における造営・法要用途の調達困難である。

慶全は「正嘉元年下文」に引用された解状の中で、焼け落ちた堂舎の再建に懸ける在地と自分自身を、聖武天皇の盧舎那仏造立における知識の協力と、中国晋の恵遠禪師が弟子たちを引き連れて行った勧進に擬している。一条家が奉加米を下行してくれたなら、その事実はかつて聖武天皇の大仏造立の決意が全国の知識の協力を生んだよう

に在地の人々にあまねく善根の心を起こし、さらに慶全自身も一条家の温情に奮い立ち、惠遠禪師のように弟子たちと共に在地にくまなく勸進を展開しようという決意の披露である。

そこには、金剛福寺単体では再建用途の調達に困難であるという、物理的な要素が存在するのは間違いない。鎌倉期には勸進活動が公認化され、一般的な寺院維持・復興事業として勸進の担い手が勸進聖から寺院僧侶に移るが、在地での勸進活動は労力の割には非効率な結果しか伴わない。いきおい畿内の大寺社は朝廷・幕府の力を後ろ盾とした強制的な用途徴収に頼り、棟別銭はその有名な一例である。

遠国土佐の一地方寺院でしかない金剛福寺にはそのような強力な後ろ盾は望むべくもないが、同寺が建つ「幡多庄」領主一条家から、かつての「先例」に比する程度の一定まとまった援助を得ることは不可能ではなかった。その援助の事実を在地に示すことによって追隨者を得られる期待もあり、且つ領主一条家を後ろ盾として勸進を展開しなければ在地における用途調達がままならないという状況が、同寺の一条家への接近から想定できる一般的解釈である。

しかしながら事実とは全く異なる「先例」の提示や意図的な地名混濁の背景として、単なる用途調達の困難を想定するだけでは不十分である。金剛福寺の行動の理由は他の側面からも捉える必要がある。

ここで改めて当該期の一条家領を概観すると、寺院や僧侶が領家・荘官的役割を担っている例が数多く見られる。例えば肥後国窪田庄は、道家と妻倫子との結婚によって倫子と共に西園寺家から九条家領に加わったものと考えられ、道家の家領処分によって実経に分与され一条家領となった一所である。⁽³⁸⁾ 文永一年(一二七四)に元・高麗連合軍による所謂文永の役が起こったが、それを受けて翌年末に幕府が高麗討伐を企て西国の梶取・水手を招集した際に、窪田庄預所として手勢・兵具・馬等の請文を出したのは定倫という僧侶である。⁽³⁹⁾

また越前国美賀野部庄は、元は国衙領であったものが尊勝寺曼茶羅堂の便補保となり、尊勝寺法印道祐が大和国

河北庄・近江国大江庄等と共に、道家の娘で後堀河院皇后となり四条天皇を産んだ藻壁門院樽子の法華堂に寄進した一所である。樽子が早く没したことにより道家の管轄するところとなつて九条家領に組み入れられ、窪田庄同様家領処分によつて実経に譲与されたが⁽⁴⁰⁾、これはおそらく尊勝寺を領家とした本家職の寄進であると考えられる。

さらに讃岐国神前庄も先の二荘同様、道家の家領処分によつて実経に譲られた一所であるが、この荘園は道家が讃岐国主時代に国衙領を立荘し興福寺三面僧坊供料として寄進、興福寺を領家としたものである⁽⁴¹⁾。この寄進の表向きの理由は、久しく荒廃が続いていた三面僧坊に神前庄を寄進することによつて家門円満を祈願するというものであったが、現実には興福寺を代官とする形で本家職を確保するものであったのは間違いない。

すなわち一条家領は、道家が処分状で社領本家職を諸子に分け付けていることから推測されるように、⁽⁴²⁾在地に一定勢力を有する寺院を経営に介在させた本家職確保という性格が濃いものであったと推察されるのである。遠国土佐の一地方寺院である金剛福寺を、こうした他の家領における寺院と同様に位置付けることには慎重でなければならぬが、金剛福寺文書の各々の内容からは、「幡多庄」内の寺院と僧侶が、荘園経営という世俗的な場で活躍している実態がうかがえるのも事実である。

一例を挙げれば、文永一二年（一二七五）に慶心という僧侶が船所職に安堵されている。安堵の下文は公文と沙弥の連名で発給されていることから、⁽⁴³⁾僧侶は預所内で公文と同等の立場で一定の役目についていたことが分かる。船所職の形態が判然としないものの、任命された方も僧侶であることから、僧侶は現地における荘官的な役割も果たしていたと考えられよう。

それだけでなく寺院は荘内の田畠を請け負う一地方領主でもあり、他ならぬ金剛福寺も、幡多最南端の足摺岬に建つという地理的制約を抱えながらも、幡多中央の貴重な平野部に果敢に進出し、そこに広がる観音寺領を請料を払つて代請している⁽⁴⁴⁾。この代請の事実、金剛福寺・観音寺の双方が「幡多庄」経営に一領主として加わることに

よって、一条家政所の統括内に構造的に組み込まれていたことを示すものであるが、金剛福寺は一年限りという代請当初の約定通り一旦は預所に収公されたその田畠を、自らに相伝のものであると主張することによって預所から返付されているのである⁽⁴⁾。この事例は、金剛福寺が自寺からはるか遠方にある他寺請負の田畠を単年度という条件で代請し、次の段階には相伝を理由として、その田畠を長期的な請負に躍進させるという方法で寺領を拡大させていたことを物語るものでもある。

こうした状況を考慮するなら、金剛福寺が見せた一条家への接近と度重なる解状の提出による緊密な関係性の構築は、「幡多庄」における自らの優位性を得るためであったと解することが可能であり、殺生禁断に名を借りた寺領内への役人の不入や免税地の地名混濁は、まさに金剛福寺の寺領拡大という文脈の中に位置付けることができると言えよう。

おわりに

以上、一条家が発給した政所下文を主な材料として、同寺と一条家政所との関係性構築の経緯について見て来た。それらを通して、両者の関係性が一家家からの上意下達ではなく金剛福寺主導で深化したことを明らかにした。

この家領が一家家のものとなったのは、九条家の全盛時代を体現した道家の家領処分によってである。すなわち金剛福寺と一家家との関係性の始まりは、双方の意思とは無関係に起こった家領分与という偶然的事態に伴い、副次的に発生したものであった。

しかし金剛福寺に生じた火災による堂舎焼失という非常事に、阿闍梨慶全が領主一条家に対し高祖藤原良房・忠通の故事と「先例」を示して再建の援助を要請、一家家が同寺の示す故事を受け入れ「先例」と同様の支援を決定したことを機として、両者の関係性に新たな一面が加わることとなる。以後同寺は、一条家政所から発給される下

文による援助・特権の容認を通して、次第に一条家との関係性を深化させていったのである。

金剛福寺に発生した事象に対する支援と、同寺が求める特権に対する容認は、慶全解決に依えて発給された「正嘉元年下文」と、翌年に発給された「正嘉二年下文」でほぼ完成していると言つていい。すなわち一方の「正嘉元年下文」は造営・供養等の単発的・突発的支援要請に対する物理的資金援助において、他方の「正嘉二年下文」は沙汰人の入部停止・公事免除という日常的特権の容認において、それ以降に金剛福寺に生じた同様の事象に対する先例となりその決定が踏襲されていった。

このように見てみると、慶全解決に依えて発給された「正嘉元年下文」とそれに伴う官米奉加は、金剛福寺と藤原摂関家との縁起Ⅱ関係性を一条家が認めたという点で極めて画期的かつ重要なものであったことが分かる。同寺が示した縁起が事実であるということではなく、一条家が金剛福寺の示す関係性を受け入れ、同寺を在地における特別な寺院として認めて「先例」と同様の支援を行うと決めたことが重要なのである。よつて一条家の金剛福寺に対する対応それ自体は文書に見える通りであるが、そのことと文書の内容が事実であるということとは別問題であり、本稿で取り上げた以外の文書においても、そこで主張されていることを事実として歴史に位置付けるには、詳細な実証的検討が必要であると言えよう。

その上で改めて問題とされるべきは、一条家による「幡多庄」領有の在り方である。

荘園制度の秩序の中では、預所は主に領主が設定する荘園支配の拠点であり、多くは領主の腹心の部下が充てられる。しかしながら本文中で述べたように、中原某が「幡多庄」に設置されている預所に常駐し、京都政所との間で荘園経営に関わるやり取りを行つていたのであれば、殺生禁断・雑使入部停止の対象地として自らが下文に記した「当山寺領内東限川西限
窪津見宛河」が本郷にないことは自明であり、さらに「正嘉二年下文」に見られるような、以南と本郷の地名混濁に気付かずに「浦国名」に公事免除の容認を与えるような状況は、政所内において発生し得ないので

はなかるうか。

中原某下文や「正嘉二年下文」の存在は、一条家政所が在地の状況を把握し判断したうえで令達を発給していたのではなく、金剛福寺が提出する解状に機械的・盲目的に依っていたに過ぎなかった可能性を示唆する。そのような一条家側の対応からは、金剛福寺の解状に依る形で政所下文が発給されていた可能性を示唆する。そのような複数の家領と同様「幡多庄」を直務しておらず、京上される本家職のみを受け取っていた状況が指摘できるのである。この点を勘案するなら、「(預所が) 広大な幡多庄の直務支配を京にある一条家政所の命に従って行っていた」⁽⁴⁶⁾のような、これまで言われてきた「幡多庄」の歴史像は再考されるべきであろう。

本文中で示した問題点や、京都側の史料が乏しく金剛福寺を視点の中心に置かざるを得ない史料的制約等課題は多いが、引き続き同文書に対する詳細な検討を中世「幡多庄」の実態の解明につなげていきたい。

註

(1) この家領は建長二年十一月日付「九条道家初度惣処分状」(『九条家文書』五一―号)により、道家の四男実経に分与されたうちの一所である。処分状には「土佐国幡多郡」と記され、そのあとに五ヶ所の荘園名が追記されているが、文献・史料等では「幡多庄」「幡多荘」とも表される。惣処分状が示す「土佐国幡多郡」および五ヶ所の荘園名とこれら「幡多庄」「幡多荘」が同一のものかどうかはそれ自体が極めて重要な問題であり、一定の議論が必要であることは言うまでもないが、ここでは使用する史料に従い「幡多庄」を使用する。

(2) 山本 大「中世土佐における土豪の動向と大名の成

立」(『土佐中世史の研究』高知市立図書館、一九六七年)。

(3) 金剛福寺文書とはそのような名称の文書群があるのではなく、「土佐国靈簡集」「土佐国靈簡集脱漏」「土佐国古文書叢」等に載る金剛福寺関連の文書を総称したものである。これらには複数の刊本があり、ここでは『高知県史 古代中世史料編』(高知県、一九七一年)を使用した。以下『史料編』からの引用は「金剛福寺文書」と略記し、年月日と文書名を記すこととする。

ところで同文書については、『高知県歴史辞典』(高知市立図書館、一九八〇年)が「現存文書は五三通、そのうち現文書は二一通(鎌倉期一三通、南北朝期八通)で

- 他は写しである」と解説しており、一九世紀初頭に編纂されその写本をもとに出版された『南路志』（高知県文教協会、一九五九～六〇年）にも五三通の文書が収録されている。しかし東京大学史料編纂所が所有するところの、金剛福寺を原蔵者とした影写本（一八九三年製）・写真帳（一九九〇年撮影）の数は二二通で、『同辞典』の挙げる通数とは三二通の違いがある。『同辞典』が写しとする三二通にその原因があると考えられるが、いかなる理由でそれらの写しが影写本・写真帳に収録されていないのか現段階では詳細が判然としない。この点については後稿を期することとし指摘するにとどめたい。
- (4) 『増補續史料大成 大乘院寺社雜事記』臨川書店、一九七八年、文明元年九月一日条。
- (5) 前掲注(4)文明六年八月一四日条。
- (6) 秋澤 繁「土佐国」（網野善彦ほか編『講座日本荘園史10四国・九州地方の荘園』吉川弘文館、二〇〇五年）。
- (7) 池内敏彰「一条摂関家と土佐国幡多庄―鎌倉時代を中心として―」（『土佐史談』第二〇二号、一九九六年）、「一条摂関家と土佐国幡多庄―鎌倉時代を中心として（二）―」（『土佐史談』第二〇五号、一九九七年）。
- (8) 東近 伸「中世金剛福寺の勸進活動」（『中世土佐幡多庄の寺院と地域社会』リーブル出版、二〇一四年）。
- (9) 金剛福寺が解状の中で示す先例については「先例」とカッコで括り、両者間における先例と区別する。
- (10) 前掲注(1)。
- (11) 『金剛福寺文書』正嘉元年四月日「前摂政家政所下文案」。
- (12) 『公卿補任』承和九年項。
- (13) 尊海著「蹉跎山縁起」（『土佐国史料大成 土佐国群書類従』第一巻所収、二〇〇九年、巻第一二八）。
- (14) 『大日本史料第九編之一三』所収「永正一八年八月日次記」。
- (15) 『金剛福寺文書』文明一二年八月一八日「法印善雅讓状」。
- (16) 平野邦雄・瀬野精一郎編『日本古代中世人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年。
- (17) 三木紀人校注『新潮日本古典集成 第五巻 方丈記・発心集』新潮社、一九七六年、「或る禪師、補陀落山に詣づる事、賀東上人の事」項。
- (18) 『増補史料大成 山槐記』臨川書店、一九六五年、永暦元年一月一三日条。
- (19) 『山形県史通史編 原始・古代・中世編』一九八二年、八五一頁。
- (20) 年月日不詳「九条忠家遺誡草案」（『九条家文書』一三三号）。忠家は九条道家の嫡男教実の子で九条家嫡流を継いだ人物で、この遺誡で叔父実経の家領である幡多を「関東伝領地、土州幡多郡」と記している。この時代の公家が「関東」と言う場合はそれが鎌倉幕府を指すのは自明であり、忠家周辺の人々はこの家領が鎌倉幕府からもたらされたものであるという認識を共有していたことが分かるが、事実関係については管見の限り確認できない。

- (21) 「金剛福寺文書」 応保元年二月日「幡多郡収納使西
禪苑行状」。
- (22) 「金剛福寺文書」 年月日不詳「金剛福寺住僧弘睿重陳
状案」。
- (23) 「金剛福寺文書」 嘉応元年八月日「金剛福寺住僧弘睿
解状案」。
- (24) 三昧僧について「小右記」 寛弘五年一月六日条には
「初申三昧僧神願和奸之由」とある。
- (25) 望月信享他編『望月仏教大辞典』第二巻には三昧堂に
ついて、「高野山通念集第二」、三昧堂の条に第十二代長
者東西院濟高大僧都の建立、康和三年三月五日、始めて
六口三昧僧を置が故にしかいふ歟といひ、とある。
- (26) 「大師御行状集記」(太田藤四郎・塙保己一『統群書類
従 第八輯下』所収、統群書類従完成会、一九六二年)、
「土佐国金剛定寺結界一六」。
- (27) 空海著・加藤精神訳註『三教指帰』岩波書店、一九三
五年。
- (28) 前掲注(11)政所下文および「金剛福寺文書」 正嘉元年
四月十八日「源則長奉書」。
- (29) 「金剛福寺文書」 正応二年五月日「前撰家政所下文
案」 および同年六月一日「源則長奉書」、延慶三年二月
日「権大納言家政所下文案」 および同年二月日「源清兼
奉書」。「源則長奉書」は『高知県史古代中世史料編』所
収の「土佐国靈簡集」には見えず、『南路志』卷三〇所
収の「土佐国靈簡集」より引いた。
- (30) 「金剛福寺文書」 正安二年一月一日「左大将家政所下
文案」。
- (31) 「金剛福寺文書」 正嘉二年七月二四日「預所前備中守
中原朝臣某下文」。
- (32) 『中村市史』 中村市、一九六九年、「第四章 幡多荘」。
- (33) 「金剛福寺文書」 建武二年卯月七日「心慶置文」。
- (34) 「金剛福寺文書」 正嘉二年一〇月日「前撰家政所下
文案」。
- (35) 前掲注(32)。
- (36) 「金剛福寺文書」 弘安四年四月日「前撰家政所下文
案」、弘安四年五月日「前撰家政所下文案」等。
- (37) 中ノ堂一信「中世勧進の研究―その形成と展開―」法
蔵館、二〇一二年。
- (38) 前掲注(1)。
- (39) 『鎌倉遺文』 一一二七一号。
- (40) 前掲注(1)。
- (41) 前掲注(1) および『鎌倉遺文』 四五八二号。
- (42) 前掲注(1)の処分状では、最勝金剛院領として忠通の
時に寄進された山城国久世庄以下九ヶ所と八条禅尼の寄
進領六ヶ所の計一五ヶ所が載せられており、院領の年貢
を寺用に宛て本家職は諸子に分けて付属するとある。こ
のうち山城国久世庄、伊賀国浅宇田庄・大内西庄、伊豆
国井田庄、備後国坪生庄、伊予国吉原庄の六ヶ所の本家
職が実経に付けられている。この他実経に分与された家
領には、宝荘殿院領阿波国大野本庄、石清水八幡宮三昧
堂領讃岐国本山庄、春日社領讃岐国河津庄等、寺社を領
家としたと思われる荘園が多い。

(43) 「金剛福寺文書」 文永十二年三月日「公文藤原某・沙弥某下文」。

(44) 「金剛福寺文書」 永仁六年三月日「平某宛行状」。

(45) 「金剛福寺文書」 嘉元三年三月七日「右衛門尉定康奉書」。

(46) 池内敏彰「一条氏研究」(『高知県立中村高等学校研究紀要』第三四号、一九九一年)。